

令和7年度税制改正に伴う介護保険料の見直しについて

米沢市介護保険運営協議会

## 令和7年度税制改正に伴う介護保険料の見直しについて

### 1 見直しの概要

#### (1) 介護保険料に影響のある令和7年度税制改正

- 給与所得控除について、最低保障額が現行の55万円から65万円へ10万円引上げの見直し（以下、「令和7年度見直し」という。）が行われた。

【給与所得控除額（改正された範囲）】給与等の収入金額190万円以下まで

#### (2) 令和7年度見直しによる介護保険料への影響等

- 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である者の一部の方については、以下のことが生じる。

①給与所得控除が引き上げられたことで、被保険者本人の給与所得金額を含む合計所得金額が減少することにより、令和8年度の市町村民税が非課税となり、本人非課税者となる。

②被保険者の世帯の世帯主及び世帯員のうちのある者（以下、「当該者」という。）の合計所得金額が減少することにより、当該者が令和8年度の市町村民税が非課税となることで、介護保険料率において被保険者が市町村民税世帯非課税者となる。

○介護保険の第1号被保険者の保険料（以下、「第1号保険料」という。）においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いていることから、令和7年度見直しに伴い、一部の第1号被保険者の標準段階に移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。

○そのため、第1号被保険者の標準段階を判定する際に、令和7年度見直しの影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、令和8年度の保険料率の算定に関する合計所得額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける一部改正が行われた。

施行期日：令和8年4月1日

### 2 主な改正内容

#### ①給与所得控除額の調整

介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階を個人住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定している。3年単位の介護保険事業計画期間（現在は令和6～8年度）中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を抑えるため、給与収入が55万円1千円以上190万円未満の方については、控除が従前のものとして保険料を算定する。

なお、給与収入190万円以上の方は、給与所得控除額に改正がないため、通常どおり算定される。年金収入のみの方も、通常どおり算定される。

## ②前年度非課税者に係る特例減免

令和7年度の住民税非課税の者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員）について、給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう就労調整した者に対し、急激な介護保険料の増を避けるため、課税の基準から控除の引上げ分の範囲で就労収入が増加した場合については、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、当該者の保険料を令和8年度に限り、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免する。

### 3 特例を適用する対象者

○令和8年度分の保険料の賦課期日※1において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者であり、かつ令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日※2において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者に限る。

○住所地特例制度の対象者や転入者などについては適用されない。

※1：当該年度初日の4月1日

※2：当該年度の初日の属する年の1月1日

### 4 該当年度

令和8年度の介護保険料のみ

令和9年度以降は、税制改正後の基準により判定する。

## ①【給与所得控除額の調整】

### 【前提】

- ・令和6年と令和7年の給与等の収入が同じ場合
- ・給与等の収入のみ
- ・単身世帯

令和7年度	給与収入 100 万円 給与所得控除 55 万円	合計所得金額 45 万円 個人住民税課税、介護保険料6段階
令和8年度	給与収入 100 万円 給与所得控除 65 万	合計所得金額 35 万円 個人住民税非課税、介護保険料1段階
令和8年度 介護保険料	給与収入 100 万円 給与所得控除 65 万	合計所得金額 45 万円※給与所得の計算において、減った10万円を足し戻して判定。 介護保険料は課税として判定し、介護保険料6段階

【本市の第9期介護保険料率】

段階	対象者	保険料率	年額 (円)
1	①生活保護受給者		
	②市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.455 →0.285	33,300 →20,800
	③市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額≤80.9万円)		
2	市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額80.9万円を超えて120万円以下)	基準額 ×0.685 →0.485	50,100 →35,500
3	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階以外	基準額 ×0.69 →0.685	50,500 →50,100
4	本人が市民税非課税者 (世帯課税 本人の合計所得金額+課税年金収入額≤80.9万円)	基準額 ×0.90	65,800
5	本人が市民税非課税者(世帯課税)	基準額 ×1.00	73,200
6	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円未満の者)	基準額 ×1.20	87,800
7	本人が市民税課税(合計所得金額が120万円以上210万円未満の者)	基準額 ×1.30	95,100
8	本人が市民税課税(合計所得金額が210万円以上320万円未満の者)	基準額 ×1.50	109,800
9	本人が市民税課税(合計所得金額が320万円以上420万円未満の者)	基準額 ×1.70	124,400
10	本人が市民税課税(合計所得金額が420万円以上520万円未満の者)	基準額 ×1.90	139,000
11	本人が市民税課税(合計所得金額が520万円以上620万円未満の者)	基準額 ×2.10	153,700
12	本人が市民税課税(合計所得金額が620万円以上720万円未満の者)	基準額 ×2.30	168,300
13	本人が市民税課税(合計所得金額が720万円以上の者)	基準額 ×2.40	175,600